

第16回  
青森県景観形成審議会  
議事録

平成24年2月22日（水）

日 時：平成24年2月22日（水）13時30分～

場 所：ウェディングプラザアラスカ2階 ガーネット

出席者：委員 出 佳奈子

委員 国分 薫

委員 熊谷 ヒサ子

委員 斎藤 嘉次雄

委員 塩野 勝幸

委員 篠崎 幸恵

委員 月舘 敏栄

委員 森内 之保留

委員 山谷 文子

以上9名出席

案 件：青森県屋外広告物条例の規定による禁止地域等の指定の見直しについて

### 【開会挨拶：筒井 都市計画課長】

本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、県では、昭和50年に美観風致の維持と公衆に対する危害防止を目的に青森県屋外広告物条例を定め、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、平成8年には青森県景観条例を全国に先駆けて制定し、県民にゆとりと憩いをもたらす良好な景観の形成、美しい県土づくりを進めてきたところであり、平成16年の景観法制定に伴い、景観行政をより一層強力に推進しているところです。

また、景観行政と屋外広告物行政を一体的に進めるため、平成18年6月には、景観形成審議会と屋外広告物審議会を統合しまして、景観形成審議会を設置したところです。

本県には、豊かですぐれた自然や文化遺産などすばらしい景観が数多くあり、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。また、多くの観光客を招き入れ、本県の素晴らしい景観をご覧になっていただくため、良好な景観の保全に努める一方、魅力ある景観の創造にも取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、「青森県屋外広告物条例の規定による禁止地域等の指定の見直し」についてご意見をいただきたいと考えております。

どうか、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

### 【司会】

(委員紹介、省略)

なお、会長・副会長及び大規模行為部会に属する委員は昨年度の審議会において選任いたしております。会長は月舘委員、副会長は斎藤委員、大規模行為部会は斎藤委員、鎌田委員、山谷委員、出委員、森田委員をお願いいたしております。

次に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認、省略)

このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定により、会長が会議の議長となりますので、月舘議長をお願いいたします。

### 【月舘議長】

それでは、議長を務めさせていただきます。昨年度末の会議では、屋外広告物等に関する規定の見直しを今年度行う、という結論に至りました。本来ならば今年度もっと会議を行うはずでしたが、震災の関係もあり、本格的な検討は来年度から行います。今年度は今回の会議1回だけです。来年度は3～4回あるかもしれませんので、よろしくお祈りいたします。

最初に議事録の署名委員を2名、指名させていただきます。出委員と国分委員をお願いいたします。

では、本日の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

(配布資料にて屋外広告物条例における禁止地域等、禁止物件、許可地域の指定、解除又は変更について説明、省略)

### 【月舘議長】

ひとつは、新たに開通した国道関連のバイパス沿いの規制。それから、弘前市が今年の6月に景観行政団体として自立するため、県の対象範囲から外れるということ。この2つを説明していただきました。まずは国道関連のバイパスの新設に伴う規制区域の問題について検討します。

基本的には、都市計画区域内の国道沿いは両側100メートルを、都市計画区域外の場合は、両側500メートルを規制します。今回は国道4号線七戸バイパスと国道4号線土屋バイパス、この2つのバイパス沿いは都市計画区域内ですので、両側100メートルの範囲にある屋外広告物を規制。国道280号線蓬田～蟹田バイパス沿いは都市計画区域外ですので、両側500メートル内の屋外広告物を規制するということとなります。この内容につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

**【国分委員】**

現在、七戸バイパス沿いに看板が2本立っています。1本は開通と同時に立ちましたが、もう1本は1ヶ月ほど前に立ちました。聞いたところ、市から許可を得たそうです。各市町村に対して、ここが禁止区域になるという内示はしていましたか。

**【事務局】**

審議会の議を経てからでないとは告示に至りませんので、そういうことはできません。

**【国分委員】**

禁止区域になった場合、撤去命令は出すんですか。

**【事務局】**

条例で3年間の猶予期間が定められております。不適格物については更新のときに、撤去もしくはそうした勧告を行うこととなります。

**【国分委員】**

強制撤去とか、罰金というのは全国でも今まで事例がないそうですが、どうして放置するんですか。

**【事務局】**

強制的に撤去せず、業者に粘り強く勧告やお願いをして屋外広告物行政を進めていく、というのが現在までのやり方です。行政が強制的に撤去するというのは、よほど危険なもの、例えば壊れて人に危害を与えそうなもの以外にはやりづらい。あくまでも、勧告やお願いで意識を高めていく、というのが景観行政を含めた屋外広告物行政の方向で、今後もそのように行なっていきたいと考えております。

**【月舘議長】**

バイパスができた直後に、県の条例に引っかかるような広告物が立ってしまったということでしたが、事務局は今までの方針を踏まえて、猶予期間を活用して、設置者の協力を得ながらスムーズな撤去に結びつけたいということでした。ご意見いかがでしょうか。

**【国分委員】**

十和田のバイパスもそうなんですが、撤去命令が出て撤去しない。結局そのままになって、立てたもの勝ちになってしまうんです。だから、強制撤去とまでいかななくても、何かしらの罰則を設けなければ撤去しないと思います。

**【月舘議長】**

これまでは、違反広告物であっても個人の財産なので、なかなか強制撤去しづらい状況でした。そうは言いますが、より良い景観を作っていくためには、ある程度の強制力を持った指導が必要ではないかというご意見でしたが、他の委員の方々、いかがでしょうか。

### 【塩野委員】

私も国分委員と同じで、強制もできない、罰則もない条例というのは、形骸化してしまうのではと懸念します。もう少し強制力のある、強固な条例にしていかなければならないと思います。

### 【月舘議長】

広告物等がないバイパス沿いの景観の様子を事務局に見せていただいて、少し気を抜いていると、すぐに広告物が立ってしまいそうな状況を国分委員から説明していただきましたが、事務局はいかがでしょうか。景観法が制定されて6～7年経ち、勧告だけでは難しい状況も出てきているとの指摘がありました。

### 【事務局】

おっしゃる通り、屋外広告物法の中には悪質なものについては最高50万円の罰金という罰則もございます。しかし、先ほど委員長からもありましたが、個人の財産ですから、罰則を適用するのは難しい。国分委員からの、我々事務局の規制をかけるタイミングが遅いというお叱りですが、そういうタイムラグの部分で立ったものについては、今後行政指導という形で、お互い合意の上で対処したい。立てる側は仕事ですし、広告物を設置したいのは当然です。我々は、それを周りの景観とマッチした形で、着地点を見つけていきたい。

景観に関しては、おそらく屋外広告業者の方にしても、あまりに景観を阻害するようなものは建てない、という基本スタンスはある。我々も、景観は守っていきたい。しかし、広告物をすべて禁止するのではなく、許可できるものは許可します、というスタンスなので、どこかで歩み寄れるのではないかと。強制力で縛っていくのではなく、理解を得た上で進めていきたいという考えです。

現在、屋外広告物の許可事務は市町村に委譲しており、青森市と八戸市以外の市町村は県の条例に基づいて許可を与えておりますが、今のところ、とても危険で早急に撤去しなければならないという案件はありません。

### 【熊谷委員】

違反広告物を設置している業者は、県が強制できないのをよく知った上で設置していると思います。違反広告物を放っておくと、どんどん建てられてしまう。歩み寄る前に、設置した業者によく理解してもらわなければ。県は業者に対して罰則を説明して、厳しい対応で臨んでいただきたい。

### 【国分委員】

私どもの組合では組合員に指導しており、組合員は広告物を設置してはいけない地域を把握しておりますし、作る側として顧客に禁止地域等の説明をしています。しかし組合に入っていない多数の業者が、勝手に設置してしまう状況です。

### 【月舘議長】

いま国分委員がご指摘したように、組合に入っている業者は条例等をよく理解し守って対応しているけれども、入っていない業者は組合も対応しきれない、事務局としても難しいということは、これまでも課題になったことがあります。

それでは、バイパス沿いの規制をどうするかという結論を出し、それから、屋外広告物を作る側として適正な対応がとれていない部分に対する今後の課題についてご指摘を受けましたので、そのことについて意見をまとめていきたいと思っております。

まず、事務局から提案がありました、国道4号沿いの七戸バイパスと土屋バイパス、これらは都市計画区域内なので、両側100メートルを規制する。それから国道280号線蓬田～蟹田線

は都市計画区域外なので、両側500メートルを規制する。このことについて、よろしいでしょうか。

【各委員】  
異議なし。

【月舘議長】  
では、新しくできたバイパス沿いの規制を行うということでお願いします。それに関連しまして、国分委員から七戸バイパスの状況についてのご指摘がありました。規制される前に、バイパス沿いに広告物ができつつある。この状況を改善すべきではないかという指摘に対し、他の委員からは、きちんとした規制をし、最終的には強制力をもった対応をできるようにしてはどうかというご意見がありました。来年度、具体的に対応を検討したいと思います。

それと、国分委員から、屋外広告業の組合に入っている業者には、組合が勉強会等を行なって法令を守るよう努力しているが、組合に入っていない業者が、ゲリラ的な広告物を設置してしまうという説明がありました。来年度の審議会でも屋外広告物条例に関する内容を見直す予定ですので、その中にこの件を組み込みたいと思います。事務局はいかがでしょう。

【事務局】  
屋外広告物条例の抜本的な見直しについては、来年度から本格的に始めることとなりました。規制のあり方、あるいは既存の不適格な広告物に対する県の厳然とした対応をどうするか、また業者へどのように告知して、県の考えをタイムリーに伝えていくかということについては、皆さんのご意見を伺いながら、実際に事務を行なっている市町村の担当者を含めて考えていきたいと思っています。

【月舘議長】  
委員の皆さん、いかがでしょうか。

【各委員】  
異議なし。

【月舘議長】  
地元業者の方々の協力を得ながら、景観行政がよりスムーズに進められるように、来年度努力して参りますので、よろしくお願いたします。

もうひとつの案件は、弘前市が今年の6月に景観行政団体として自立するため、制度上、弘前市に関連する国道の起点・終点等が県の担当範囲から外れることです。弘前市が平成20年から準備を進めてきて、態勢が整ったので県の担当範囲から外れるということについて、ご意見やご質問がありましたら、お願いたします。

【篠崎委員】  
景観を考えていくとき、どうしても市町村の境界線の問題が出てきますが、景観そのものに境界線はないと思います。ですから、弘前市が景観行政団体として独立しても、行政としては分けるのではなく、今後さらに協力していく形でやっていただけたらと思います。

東京都でも、23区全てが景観行政団体になっているわけではありません。どう規制していくかという部分では、地元を愛しているからこそ規制していきたいという所と、管理上の問題で緩やかにする所もあります。大切なのは境界線をなるべく縦割りにせず、お互い歩み寄り、目的を一緒にして、いいものをつくっていくことです。お互いが見る・見られるということです。その意識を忘れずにやっていただきたいと思います。

**【月舘議長】**

青森市・八戸市・弘前市という県内の大きい都市が3つ、景観行政団体として自立していきませんが、青森県全体として景観を考えていくという中で、少なくとも県の景観行政と共通の理念・考え方を共有しながら、それぞれの都市の特徴に合わせた特別な規制を考えるという方向になっていけばいいと思います。ですから、景観行政団体として独立したからもう知らないよ、ではなく、3市と共同で景観行政を考えるような打ち合わせを年に1度でもやっていただければ、篠崎委員のご指摘に対応できるかと思います。

**【熊谷委員】**

これで関係が切れるのではなく、同じ青森県内ですので、共存共栄していただきたく、お願いいたします。

**【国分委員】**

今後どのように条例改正するのですか。

**【事務局】**

禁止地域等の指定の見直しについては、本日、委員の皆様からご意見をいただき、異議がないようであれば起案して決裁をとり、県報で告示します。なお弘前市の条例が6月1日から施行されるのに合わせて、改正した条例は6月1日に施行しようと考えております。

**【月舘議長】**

施行日まで3ヶ月以上あります。国分委員から指摘があったように、施行までに不適格な物件が設置されないように、関連する市町村の協力を得るようお願いいたします。

**【事務局】**

市町村に対しては、そのような案件が持ち込まれた場合、業者に条例の改正を説明して、建てないようお願いしてもらつつもりです。強制はできないので、あくまでお願いという形になります。

**【月舘議長】**

先ほどの議論でもありましたが、お互い理解して歩み寄った上で適切に進められればと思います。

**【山谷委員】**

業者に協力をお願いして改善されたら、その結果を改善前・改善後がわかるような形でお知らせしてもらえれば、業者側の誠意も見えると思います。

**【月舘議長】**

できるだけ市町村と連携して指導するということを踏まえて、改善された事例があれば報告してほしいということです。そのような案件があったら、どういう対応ができたのか、事務局は次回の審議会で報告してください。

では改めて、弘前市の件についてご意見を確認します。弘前市が今年の6月から独自の屋外広告物条例を制定するため、県条例の指定範囲から除外されますが、ご了承いただけますか。

**【各委員】**

異議なし。

**【月舘議長】**

本日の2つの議題について、委員の皆様のご了承をいただきました。  
では、事務局から屋外広告物条例改正に向けての説明をしていただきます。

**【事務局】**

(現在の本県及び他県の屋外広告物条例の規制状況、今後のスケジュール案を説明、省略)

**【月舘議長】**

屋外広告物条例の見直しの基本方針と東北6県の状況、それを踏まえた平成24年度と25年度の大まかなスケジュールを説明していただきました。いろいろな課題がありますが、昨年度の会議を踏まえた基本方針が提示されました。委員の皆様いかがでしょうか。まともに規制していくと、岩手県の条例に近くなるのかなという印象ですが。

**【事務局】**

青森県の屋外広告物条例が適用されるのは3市を除いた37市町村になりますが、3市とも連続性を保っていかなければなりません。岩手県の条例を参考にしつつ、青森県独自の条例を作ります。

**【篠崎委員】**

弘前市が景観行政団体に追加されると青森県内の景観行政団体は3つになります。その面積を合わせると大きいですね。東京都の例ですが、都の下に23区があつて、景観行政団体になっているところもそうでないところもありますが、面積は区のほうが当然小さいので、きめ細やかな対処ができる。ですから、千代田区は景観行政団体になりたいのに、都がそこを掌握していたいから認めない、というのが数年前にありました。

千代田区としては、自分たちのほうがきめ細やかに届出などに対応できるという自負があるんです。都の基準はすごく大雑把。そのままだと、どこが基準をつくっても、絵に描いた餅になります。作ったから良くなるという訳ではありません。広い範囲でつくったらなおさら難しい。

そういう意味で、市レベルの範囲だとより細やかにできるかと思いますが、やはり県がどうやって県全体としてコントロールしていくかということです。それぞれの市に頑張ってもらって、県は、県の方針を示してまとめていく力を発揮していただければいいと思います。

**【斎藤委員】**

篠崎委員のおっしゃるとおりです。県が景観に関して総合的な立場を示すのが非常に重要だと思います。青森県がモデルとなり、業者を指導できるような条例を作っていただきたい。

**【月舘議長】**

お二人からは、3市と県との間に齟齬がないように、協力して一体感のある景観行政をとungo意見でした。他の委員の方はいかがでしょうか。

**【国分委員】**

去年の審議会で派手で大きい看板はやめたほうが良いという意見がありましたが、目立たなければ看板じゃありませんよね。私どもは目立つ看板を作らないとお金がもらえません。それから、市町村によって見解が異なるので、判断基準を統一してください。また担当者も数年で異動しますから、県でマニュアルを作って、誰が担当になっても同じ対応をしてもらえるようになるとう助かります。

### 【月舘議長】

統一見解、マニュアルということがありましたが、数年前に景観担当グループで、市町村の景観担当職員を集めて研修会を行いました。先ほど説明されたスケジュールの中にもありましたので、今後改正条例が施行される段階で改めて研修を実施することで、今まで以上に徹底できればと思います。

派手で目立つ看板という用語がありますが、強い色を使うからだめという単純なものではなく、それぞれの地域特性に合わせた色の使い方を考えていただくということだと思います。

古い話ですが、景観法ができる前、屋外広告物審議会が独立していた頃、屋外広告物の面積や高さを検討しかけた過去があります。ですから、屋外広告物の規制についての見直しというのは景観と屋外広告物の審議会が統合される前からの課題でした。ぜひ実現したいと思います。

### 【塩野委員】

実態調査とは、具体的にどういうことですか。

### 【事務局】

まず他県の自治体の条例について事例収集します。それから許可事務を行なっている市町村の担当者をお願いして、いま許可しているもので、違反している物件がどのくらいあるのか、また白地地域に今後規制をかける必要があるのではないかという方向なので、白地地域についての実態調査を市町村の担当者を含めて、場合によっては業者の方をお願いして実施したいと考えております。

### 【月舘議長】

景観条例を制定してからも、様々な形で県内の景観特性を調査してきています。これまで蓄積してきた景観に関する調査研究成果を整理して、その成果をできるだけ踏まえて、より合理的な内容で効率的に実態調査を行えるようにしていただければと思います。

### 【塩野委員】

審議会の意見が条例に反映されているかチェックが必要だと思います。

### 【月舘議長】

先ほど事務局に示していただいたスケジュールには、審議会を開催するときに、それまでに検討された結果を報告し、その意見を踏まえて改正していくとありましたので、それが適切に行われるようお願いいたします。パブリックコメントだけでなく、普段から景観について考えている委員の方々の意見をできるだけ反映していただけるように、来年度、再来年度の審議会を進めていきたいと思います。

### 【出委員】

前回の審議会での主な意見として、色彩やデザインについて地域特性を反映したガイドライン等を作成してはどうかというご意見がありますね。そうしたガイドラインを作るにあたっては、青森県やそれぞれの地域がどのようなまちづくりをして、どういうふうに見せたいのかという大きな問題があります。その方向性がはっきり決まらないうと、それに適したガイドラインが作れないのではないのでしょうか。実態調査にまちづくりに関する意識調査などは含まれないのかなと思ったのですが。

### 【事務局】

市町村の担当者に対して、違反物件や業者からのクレームなど、実際業務を行なっていてどのような困ったことがあるか、というアンケートの実施は念頭にありましたが、出委員がおっしゃ

られた市町村のまちづくりの方向性についての意識調査までは考えが回っておりませんでした。

**【月舘議長】**

そのあたりは私や篠崎委員が協力しながら、研究的な部分については、いま委員の方々から出た意見をできるだけ反映するようにしたいと思います。

**【篠崎委員】**

出委員が本質的なことをおっしゃられました。岩手県が、景観計画をベースにして屋外広告物をどうするか考えているのは、本当に当然のことだと思うんです。今まで分けて考えられていたのがおかしなことです。その地域をどうしていくかを考えるのが景観計画ですし、一番大切なのはそこに住んでいる市民ですから、その方たちを交えて作っていくのが大切だと思います。

住民対応は最も大変な部類の業務ですが、住民がいろいろ難しいことを言うのは、皆さんが自分たちの住んでいる地区を大切に思っているからこそなんです。だからその意見を踏まえることが必要です。

また業者からの届出などへの対応に基準を作り、イエス・ノーをはっきりさせるという話ですが、千葉県流山市は規制するとき、基準があるからと言うのではなく、うちで商売をしたいならもっと質の高い看板を作ってくれとか、地元を愛する気持ちを踏みにじらないでくれと言うんです。外から入ってきた資本というのは、あまり考えずに作ってしまうので、そういうやり方もあると思います。行政からしてみれば面倒かもしれませんが、それが人の心を打つのかなど。

**【熊谷委員】**

予算の話が少しありましたが、予算がなくても、県が地域のためにやることですから、地域から応援してもらえるとと思います。なんとか知恵をだして、県民のために頑張っていただきたい。

**【国分委員】**

禁止地域にある看板が、撤去命令が出て撤去されずに汚れてきたらどうするんですか。修繕するわけにもいきませんよね。

**【事務局】**

危険なものには撤去命令を出します。危害を与えるようなものについては、行政が撤去できる方向に法律が変わってきている動きがあるので、今後はある程度行政が撤去すると思いますが、あとは景観上で問題になる物件に行政がお金を出していけるのが今後の課題です。

**【国分委員】**

15年前に設置された物件がありますが、文字が薄くなって矢印も判別できません。設置者は、撤去命令が出ているから修繕できないと言うんですが、非常に美観を損ねています。そういう場合はどうすればいいんですか。

**【事務局】**

許可できない物件ですので、撤去していただくことになります。

**【月舘議長】**

来年度の条例の見直しについて、非常に有意義な意見を出していただきました。

まとめますと、まず見直しについては、皆さん異論はないと思います。その上で、青森県の特長を生かした条例に変えていくということです。最新の事例として岩手県を紹介していただきましたが、青森県と岩手県の違いは、岩手県の景観行政団体は盛岡市と平泉町ですが、青森県の場合は青森市・八戸市・弘前市の3市が占める割合が大きいという点です。そこをうまく連携

をとって、青森県全体として調和のとれた屋外広告物条例になるように進めていくことが大切です。市町村の開発計画などに示されている将来の計画などを適切に踏まえた条例になるよう、実態調査も適切に行なっていければと思います。

最後に整理しますと、まずバイパス沿いの規制についてご了承いただきました。新しい条例の施行まで適切な指導をしていただき、その結果を報告していただく。さらに弘前市が景観行政団体として自立することについてはご了承いただきましたが、県の景観整備の方針と調和するよう連携をとっていただく。

それから来年度再来年度にかけての条例の見直しについては、これまでの調査結果や研究成果なども活用し、委員の皆様と協力して青森らしさを出していく方向で行なっていく。それから、できるだけ県民の意見が反映されるような実態調査をしていただきたい。ということが今日のまとめかと思います。

以上で今日の案件の検討を終わります。みなさんご協力ありがとうございました。

#### 【事務局】

これをもちまして、平成23年度青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日はお忙しいところまことにありがとうございました。